

## 令和4年度第2回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和4年5月23日(月) 9時58分開会 11時22分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

### 3 出席者

(1) 常設審議委員 17名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課  
湯梨浜町農業委員会  
米子市農業委員会  
江府町農業委員会  
農業会議

[REDACTED]  
[REDACTED]  
倉益、熊谷、山根、岡田、中嶋

発言者等	議事要旨
1開会 事務局	<p>(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第2回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2開会挨拶 小林会長	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりましてご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、令和4年度第2回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>さて、新型コロナウイルスの感染拡大も終息の見通しがつかない状況で、組織運営を初め、経済や暮らしに大変大きな影響を与えております。また、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を25日から始めると発表がありました。4回目接種は60歳以上と、18歳以上で持病がある人や重症化リスクの高い人が対象との事であります。鳥取県における昨日までの新型コロナウイルス感染者は、昨日68名で累計14,426名となっております。一日も早い収束を願うものであります。</p> <p>さて、地域の農地利用の将来像を描く人・農地プラン「地域計画」を法定化する農業経営基盤強化促進法等の一部改正が20日、参議院本会議で可決、成立いたしました。地域計画は、農地一筆ごとに将来の利用者を特定した「目標地図」を柱とし、市町村に策定を求めるところです。</p> <p>その前段として、17日参議院農林水産委員会に於いて関連法案参考人質疑が行われ、参考人として全国農業会議所稻垣事務局長を初め3名の参考人質疑が行われました。その中で、担い手不足を踏</p>

まえ、認定農業者だけではない多様な経営を将来の農地利用者として位置付ける必要があるとの意見が改めて出たとの事であり、また、従来の担い手の農地利用に支障が出ないよう、計画策定の指針が必要などとする声があがったとの事であります。

19日、関係法案が委員会で可決されました。2030年に414万㌶を維持するとした食料・農業・農村基本計画などに基づき、農地確保を担保するよう求める付帯決議も採択されたとの事であります。また、円相場が20年ぶりの安値水準に突入し、農業経営に欠かせない燃油や肥料、飼料などの資材高騰に拍車がかかっており、農業現場の一層の負担が懸念されるところであります。

日本は食料の60%以上、カロリーベースですが、輸入に依存しております。新型コロナ禍やウクライナ情勢に円安が加わり、混乱が広がっております。高騰する輸入食品から国産へ切替える流れを作らなければならぬと思います。課題として、農家の高齢化、担い手不足で生産基盤が弱体化、それにより農畜産物の供給力の弱まりなどが原因ではないでしょうか。

今こそ、食糧安全保障の確立へ、海外依存の脱却に向け、足元を固め、食料を国策としてどう位置付けるか、政府の本気度が問われている時ではないでしょうか。

このような状況下、農業会議と致しましても関係機関の協力と連携を賜わりながら、発信と支援をして行かなければならない所であります。

さて、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項、審議事項が、農地法第4条の規定に基づく案件が湯梨浜町で1件、第5条の規定に基づく意見聴取事案が米子市2件、江府町で1件ございます。また、情報提供では全国農業委員会会長大会の政策提案を準備致しておりますので、十分に審議いただきますようお願いして開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 事務局

ありがとうございました。  
ここでお知らせをいたします。  
日南町農業委員会では、先週、5月19日に改選を迎えられ、当日の初総会で、梅林会長さんが会長に再任されたということでご報告申し上げます。

梅林会長、おめでとうございます。

(梅林会長、その場で挨拶)

それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 3議事録署名人の選任

小林議長

それでは議事に入らせていただきます。  
議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

小林議長	それでは、足立委員(境港市農業委員会会長)、横山委員（八頭町農業委員会会長）の両名を指名いたします。
4 報告事項 小林議長	日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。
県経営支援課  小林議長	(県経営支援課担当者が資料1により説明)  皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。  (質問・意見なし)
5 議 事 小林議長  事務局	議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。  それでは、今月の農地法第4条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第4条案件で1件、湯梨浜町農業委員会から、意見聴取がございます。 よろしくお願ひいたします。
湯梨浜町農委 事務局	湯梨浜町農業委員会事務局 [REDACTED] と申します。よろしくお願ひいたします。 (まず、資料1ページ目と図面の説明をした) それでは、2ページの30aを超える事案説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。
<b>2. 現在の営農状況について、従前は日本梨の栽培がおこなわれておりましたが、平成21年に園主である申請者の父が亡くなったことにより廃園された以降、保全管理されている状況にあります。</b>	
<b>4. 転用目的は、植林で、原木シイタケ生産に資するクヌギ原木林の造成を行うものです。</b>	
<b>5. 立地条件ですが、農地区分は第2種農地です。区分決定根拠は小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠は周辺農地に影響なしです。営農条件は、山裾の小規模団地で周辺は褐色森林土で、傾斜地を利用した元の梨園で、幅員が狭小な未整備農道の沿線のため、生産活動に不適な農地区域となっております。代替地等について、申請地は東側に位置する山の裾野にあることから日照や通風に支障を及ぼす恐れが無い箇所であり、林業経営に供するにあたり最適地であります。</b>	
<b>一般基準ですが、他法令許認可については該当ありません。規模の妥当性は、3,446m<sup>2</sup>に1,020本のクヌギを植栽するものであり、妥当な転用規模であります。営農及び被害防除計画等の措置については、湯梨浜町農業委員会が定める農地及び農道等に係る山林・竹林</b>	

等の障害除去等に関する指導要綱に基づき、境界から5～6m控えたうえ、周辺農地に十分配慮して植林するものです。資金計画は植林事業費443千円を賄える自己資金を残高証明により確認いたしました。農業公共投資は該当ございません。

農業委員会の意見といたしましては、土地利用計画は妥当であり、資金計画も的確になされており、農地及び農道等に係る山林・竹林等の障害除去等に関する指導要綱に基づき、境界から5～6m控えたうえ周辺農地に十分配慮して植林するものであり、日照や通風など周辺農地へ与える影響もございません。また、農地法第4条第6項各号に該当しないため、事業の必要性も認められることから許可は適当であると判断いたしております。

以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

小林議長

説明が終わりました。

委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

(質疑・応答)

小林議長

他にご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

小林議長

それでは、お諮りします。

異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

小林議長

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

小林議長

議事を進行します。

議案第2号を説明下さい。

事務局

それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)

今月は、第5条案件で、3件、米子市が2件、江府町農業委員会1件の意見聴取がございます。

このうち、米子市の2件は5,000m<sup>2</sup>を越えて現地調査案件です。米子市の案件は、事務局説明の後、現地調査の報告をいただきます。

それでは米子市、江府町の順に説明いただきます。よろしくお願いいたします。

米子市農委  
事務局

米子市農業委員会事務局 [REDACTED] でございます。よろしくお願いします。

それでは、本件について、30aを超える事案説明資料を基にしまして、順に説明いたします。

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

続きまして、4ページの位置図と5ページの中間図をお願いしま

周辺は駅を中心とした住宅地と農地で形成されております。

2の現在の営農状況ですが、申請地を含め周辺農地は水田と畑が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地となっております。また、耕作者の多くは高齢者であり、農業の後継者もなくその大半が休耕、保全管理の状態でございます。

4の転用目的ですが、地区計画の定められた区域内における宅地造成です。必要性ですが、5ページの中間図と6ページの土地利用

利便性を高め、居住環境の悪化を防止し、周辺環境と調和した良好な居住環境を創出することにつながります。

続きまして、転用要件の審査基準について、██████████説明します。

5の立地基準について、農地区分ですが、駅・役場等から300m以内にある農地で、第3種農地に該当します。許可根拠については、原則許可となっております。また、このたびの転用目的が宅地造成となっておりまして、土地の造成のみを目的とする農地転用は原則認められておりませんが、農地法施行規則第57条第1項第5号トにより、地区計画の定められた区域内においては、例外的に土地の造成のみの転用が認められております。

営農条件ですが、図面の6ページの土地利用計画図・排水計画図をお願いします。申請地を含め周辺農地は水田と畑が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であり、駅や公共施設に近いため住宅等の開発が進んでいる地帯となっております。今回の地区計画策定にあたり周辺農家の同意も得ており、周辺農地の営農への影響は小さいと考えております。

代替地についてですが、本申請地は米子市により地区計画として都市計画決定された土地であり代替地はありません。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、農振農用地には該当しません。その他、他法令の状況については記載のとおりです。なお、埋蔵文化財につきましては、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことを米子市文化振興課へ確認しております。

規模の妥当性ですが、図面6ページの土地利用計画図・排水計画図をお願いします。

39区画分の住宅用地や約7,200m<sup>2</sup>の商業施設用地、道路、広場等を含めますと、ご覧のとおりの配置について、妥当な転用規模と判断しております。

続きまして、被害防除計画等ですが、最高85cmの盛土造成を行います。雨水の排水につきましては、幅員6m及び8mの道路を新設し、道路両側に側溝を敷設、雨水の経路を設け、既設道路側溝及び農業用排水路（兼用）へ流す計画です。汚水の排水につきましては、各世帯及び店舗それぞれで合併浄化槽を設置し、造成地内新設側溝から既設道路側溝及び農業用排水路へ流す計画です。

続きまして、図面7ページの擁壁敷設図をご覧ください。周囲の隣地境界には、L型擁壁80cmから190cm又はコンクリートブロック12cmを2段設置します。

小林議長

斎下委員

小林議長

米子市農委  
事務局

[REDACTED] の同意、隣接耕作者の同意を確認しております。  
資金調達ですが、全体計画の2億7,482万円に見合う融資証明を確認しております。  
最後に農業公共投資につきましては、該当はありません。  
以上、[REDACTED] における宅地造成を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願ひします。

説明が終わりました。  
それではここで、現地調査の報告をして下さい。

それでは現地調査の報告をさせていただきます。調査依頼がまい

[REDACTED]  
本案件ですが、先ほど説明がありましたように地区計画に基づく  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
先ほど説明がありましたが、ほとんどが私が見る限り遊休農地化しておるところもありました。雑草もあり保全管理といつても、手が入っていない保全管理の状況であったように思います。開発に関しては、すでに都市計画法上の地区計画を策定して、開発審議会を経て告示行為をして、一連の関連した手続きも済んでおります。一番肝心な地区説明会、土地改良区の同意、実行組合、隣接耕作者の同意もすべて終了し、告示行為がされており、特段の問題はない、米子市農業委員会の判断されたとおり許可は妥当と判断しております。

ありがとうございました。ご質問は一括してお受けしたと思いますので、説明を続けてください。

それでは、30aを超える事案説明資料を基にしまして順に説明いたします。

[REDACTED]  
続きまして、4ページの位置図と5ページの中間図をお願いします。本申請地は以前市街化区域でしたが、現在市街化調整区域で用途地域を定めている区域内に位置しており、市街化区域に近接しております。地区周辺は住宅地があり、良好な居住環境が形成されています。

2の現在の営農状況ですが、本申請地を含め周辺農地は水田と畠が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地と

なっています。また地権者の多くは後継者がなく、一部は休耕、保全管理の状態の農地もございます。

4の転用目的ですが、地区計画の定められた区域内における宅地造成です。必要性ですが、5ページの中間図と6ページの土地利用計画図をお願いします。

持を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、周辺環境と調和した良好な居住環境を創出することにつながります。

続きまして、転用要件の審査内容について、[REDACTED]説明します。  
5の立地基準について、農地区分ですが、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地で、第3種農地に該当します。許可根拠については、原則許可となっております。また、このたびの転用目的が宅地造成となっておりまして、土地の造成のみを目的とする農地転用は原則認められておりませんが、農地法施行規則第57条第1項第5号トにより、地区計画の定められた区域内においては、例外的に土地の造成のみの転用が認められております。

當農条件ですが、5ページの中間図と6ページの土地利用計画図をお願いします。申請地を含め周辺農地は水田と畑が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であり、市街化区域に近いため住宅等の開発が進んでいる地帯となっております。今回の地区計画策定にあたり周辺農家の同意も得ており、周辺農地の當農への影響は小さいと考えております。

代替地についてですが、本申請地は米子市により地区計画として都市計画決定された土地であり代替地はありません。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、農振農用地には該当しません。その他、他法令の状況については記載のとおりです。なお、埋蔵文化財につきましては、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことを米子市文化振興課へ確認しております。

規模の妥当性ですが、図面6ページの土地利用計画図をお願いします。28区画分の住宅用地や道路、公園、ごみ置場を含めますと、ご覧のとおりの配置について、妥当な転用規模と判断しております。

続きまして、被害防除計画等ですが、7ページの排水計画図をご覧ください。最低30cm、最高90cm程度の盛土造成を行います。汚水につきましては、すべて公共下水道へ接続する計画です。雨水排水についてですが、幅員6mの道路を新設し、道路両側に側溝を敷設、雨水の経路を設け、既設道路側溝へ流します。また、図面の開発道路の一部を青で色付けしておりますが、水路周辺道路からの雨水のみ農業用用水路へ流すことで地元実行組合及び下流域の実行組合との協議が整っております。

続きまして、図面8ページの擁壁敷設図をご覧ください。周囲の隣地境界には、L型擁壁60cmから110cm、可変側溝土留用50cmから70cm、コンクリートブロック20cmを2段設置します。

[REDACTED]  
資金調達ですが、全体計画の2億140万円に見合う融資証明を確認

しております。  
最後に農業公共投資につきましては、該当はありません。

小林議長

説明が終わりました。  
それでは現地調査の報告をして下さい。

齋下委員

それでは先ほどに続いて私から報告いたします。

畠が混在している区域であります。先ほども説明がありましたように、都市計画法上の市街化調整区域であります、逆線引きされた地域です。ここは第1種住宅しか建てられない地域。開発に関しては、地区計画ということで、先ほどと同様に開発審議会を経て、地区説明会等一連の関連した手続きも済んでおり、今年、4月1日に告示も済んでおりますので、特段の問題はない、米子市農業委員会の判断されたとおり許可は妥当と判断しております。以上です。

小林議長

それでは、次に江府町の案件を説明してください。

江府町農委  
事務局

江府町農業委員会 [REDACTED] と申します。本日はよろしくお願ひいたします。隣におりますのは、建設産業課 [REDACTED] でございます。2人で参りました。よろしくお願ひいたします。  
(まず資料1ページ目を説明した)

それでは、30aを超える事案説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

2. 現在の営農状況ですが、本申請地は、申請地を含め周辺農地は水田がございますが未整備田であり、宅地と混在し農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地です。今後も整備予定もございません。利用状況は、水稻栽培がなされており、一部自主保全管理がなされています。

3. 転用事業者は、地方公共団体である江府町です。

時に通園時のため橋梁を横断する必要があります。このようなことから、現在の施設（保育園）は危険であり、移転の強い要望があり、できるだけ早く移転を進めるものであります。

農条件ですが、区画の形状は未整備であり、狭小で不整形です。適切な耕作路のない状態となっており、また、周囲は住宅地で囲まれている状況です。

6の一般基準ですが、他法令許認可について、農振法には該当い

たしません。都市計画法は非該当地で、埋蔵文化財はありません。規模の妥当性は、転用面積3,970m<sup>2</sup>に対し、現在の保育園が建物が1,102.31m<sup>2</sup>、園庭が1,846.22m<sup>2</sup>で建物の一部を2階建とするなど、敷地内での有効利用を図り、転用面積は妥当と判断しております。営農及び造成・被害防除計画等の措置については、50cm～100cm弱の盛土造成を予定しております。また流量計算のもと、雨水の経路を設けます。沈殿槽を兼ねた集水枠を設置し、既設側溝及び農業用排水路を経由して河川へ流入させます。農業用水路への流入はございません。L型擁壁の設置し、施設汚水については公共用下水道へ接続し処理いたします。隣地への日当たりを考慮し、隣接地から10m以上離して園舎を建設することとしております。資金調達計画は、敷地の取得、公有財産購入費について、令和3年度予算で措置済みです。転用申請許可に伴い令和4年度直近で測量・設計予算を計上いたします。農業公共投資は該当ございません。土地改良区以外の関係権利者についてですが、隣接耕作者、隣接居住者、佐川集落の同意済です。

農業委員会の意見としましては、農地転用の許可基準に合致し、許可は妥当と判断いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

小林議長

5条案件、3件の説明が終わりました。

委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

はい、松村委員。

松村委員

[REDACTED] 案件について、聞き漏らしたかもしれないで確認をさせて下さい。

6ページの資料にある水路、航空写真ではまっすぐに伸びているが、これがこの資料ではどうなるのか。

この図面では、新設道路に沿って水路を設置し、途中、一部、暗渠になるということでございます。

他にご質問、ご意見はございませんか。

はい、横山委員。

横山委員

[REDACTED] ているか。工事をした場合、どういった配慮をされるのか。土地購入者が墓地について気にされると思うがそこへの配慮の有無について聞きたい。

墓地に関しましては存在はしておりますが、工事にあたりましても影響がないというところで捉まえております。開発指導要綱にはございませんが、墓地から距離をとり、住宅建設をいたすものと確認しております。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

小林議長

異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

小林議長

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

小林議長

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

なお、最後、3件目の江府町の案件については、私ども、会長、副会長で事前に話し合いをいたしました。

確認をいたしますが、農地取得を先行して、その後に建物等設計を予算化するということであった。なぜ、同時に一元化した中でできなかつたのか、これについての説明をお願いしたい。

江府町役場  
建設産業課

失礼いたします。江府町建設産業課 [ ] と申します。よろしくお願いいたします。

本日付けております図面ですが、建物、園庭の配置のイメージ図とお考えいただければと思っております。考えとしましては、転用許可をいただいた後、用地買収、現地の測量、建物の配置ということをさせていただいたらと考えております。本日、詳細な図面等、ご提示できれば良かったと思っておりますが、まずは農地の取得というものが先かなという判断をいたしまして、こういった形になつております。申し訳ございませんでした。

小林議長

現地の状況がどうなっているか。本来であれば農地取得に合わせた形で、建物等構造的なものも皆さんに公表できる環境の中で、説明いただくというのが基本だと思います。そこで今日、私ども、会長、副会長の意見としましては、これについて現地を確認してから、判断をさせていただく必要があるのではないかと考えており、今回は、条件付き、我々が現地確認をしてから、その決定を下させていただくということで進めさせていただきたいと思いますが、皆さん、それに対して、ご質問、ご意見をお受けしたい、いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

小林議長

そういたしますと、日程を申し上げます。6月16日、時間等調整し現地に出向かせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(農業会議)

今日のご意見をいただく中で、全体的なことでございますが、この常設審議委員会での資料のあり方、図面の関係、また現地調査のあり方について、県経営支援課にご指導いただきながら検討させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

小林議長

その他、ご質問、ご意見はございませんか。

	(全員、異議なし)
小林議長	それではそのように取り扱いをさせていただきます。
6 情報提供 小林議長 事務局 (倉益) 小林議長 小林議長	(1) 令和4年度全国農業委員会会長大会政策提案について説明願います。 (資料4により説明)  説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質疑・応答)  他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
7 その他 議長 事務局 (倉益)	その他として皆さんから何かございますか。 (次回6月の開催等について説明)
8 閉会 議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時22分)